

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

赤田地区 地区計画

計 画 書

富山県・富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画赤田地区地区計画を次のように決定する。

名 称	赤田地区地区計画	
位 置	富山市赤田、二俣及び二俣新町の各一部	
面 積	約 7. 1 h a	
区域の整備・開発及び保安全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、富山市の南部に位置し、東西方向に北陸自動車道、南北方向には都心部と連結する都市計画道路今泉安養寺線が通っており、富山インターチェンジからの近接性などを生かして、工場、事務所などの建物が多く立地しているが、一部には水田も残っている。</p> <p>このため、地区計画を策定し、交通の利便性を生かしながら周辺の住宅環境にも配慮した、良好な市街地環境の確保を図ることを目的とする。</p>
	土地地方利便利用	<p>現在の土地利用の状況は、工場、事務所、共同住宅などの建物が混在した地区であり、北側には水田が残っている。</p> <p>このため、交通の利便性を生かした事業所の混在を許容しながら、北陸自動車道の交通騒音などのバッファゾーンとなる土地利用を図る。</p>
	建築物の等方の針	<p>建築物の建築にあたっては、当地区周辺の住環境と調和し、かつ健全な建築物の誘導を図る。このため、建築物等の用途の制限を定める。</p>

地区整備計画

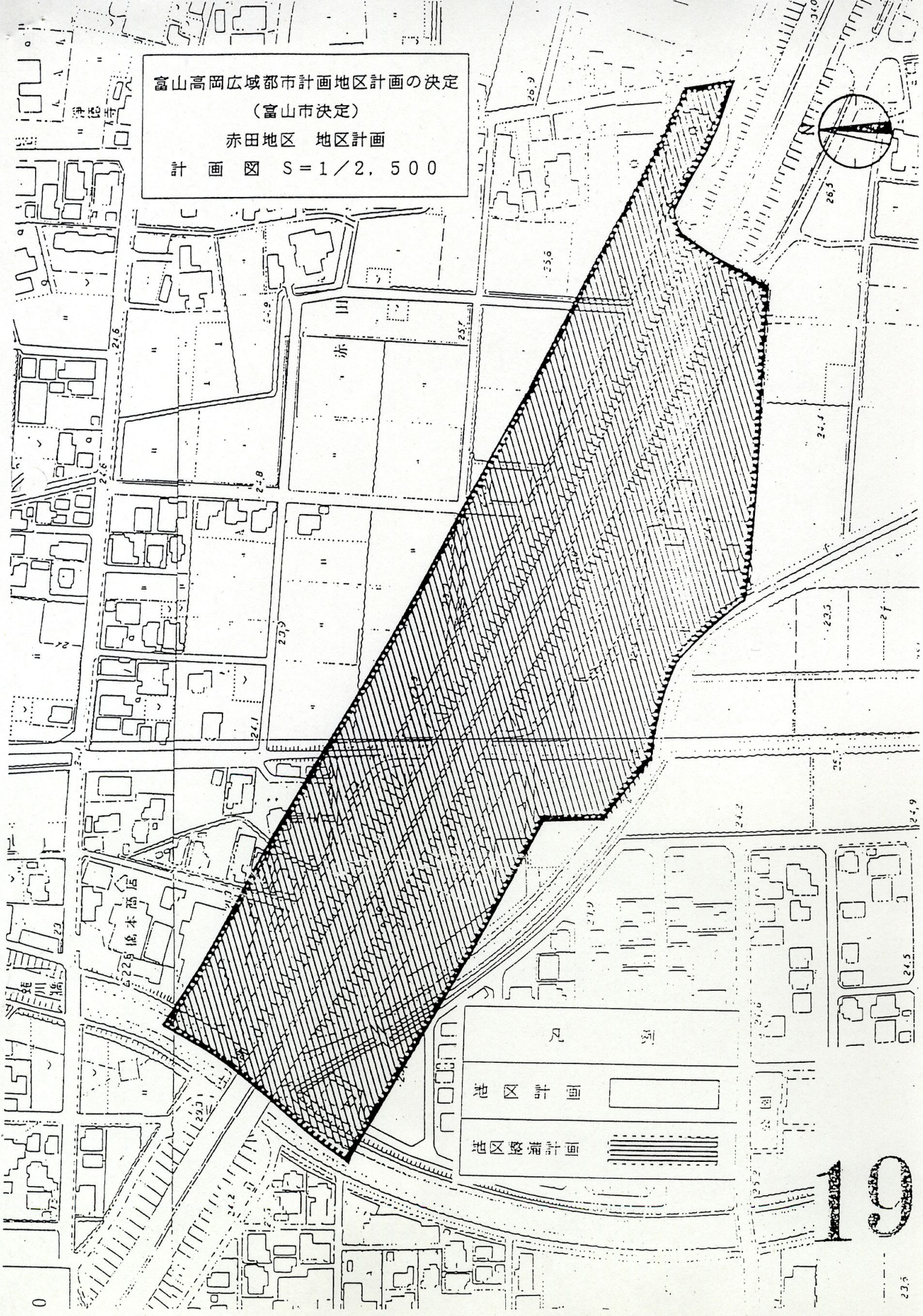
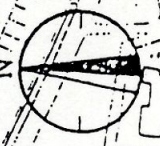
地区の区分	区分の名称	赤田地区
	区分の面積	約7. 1ヘクタール
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	ホテル又は旅館は建築してはならない。

「区域は計画図の表示のとおり。」

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
 (富山市決定)
 赤田地区 地区計画
 位置図 S=1/25,000



富山高岡広域都市計画地区計画の決定
 (富山市決定)
 赤田地区 地区計画
 計画図 S=1/2,500



凡例

地区計画	
地区整備計画	

